

## ◆ 医療費の負担軽減



### □ 高額療養費の支給（医療費が高額になる時）

1ヶ月にかかる自己負担額が高額になった場合、申請して認められると、所得に応じた負担限度額を超えた額が「高額療養費」として支給されます。負担限度額は年齢や所得によって異なります。※部屋代や差額ベッド代、入院中の食事代など保険適用外の費用は対象となりません。

#### 負担をさらに軽減するしくみ

##### ・ 世帯合算

1人にかかった医療費のみでは上限額を超えない場合でも、同じ世帯の人が支払った額を1か月単位で合算することができます。その合算額が上限額を超えたときは、超えた分が高額療養費として支給されます。

※合算できるのは、同じ医療保険に加入している方に限ります。75歳以上の方は後期高齢者医療制度になるため74歳以下とは合算できません。

※69歳以下の医療費は21,000円以上の自己負担額のみ合算されます。

##### ・ 多数回該当

過去12か月以内に限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担の上限額がさらに下がります。

##### ・ 高額医療・高額介護合算制度

同一世帯の被保険者で、1年間の医療費と介護サービス費の自己負担の合算が高額になった場合、所得区分に応じた負担限度額を超えた額が支給されます。

### □ 入院したときの食事代・居住費の負担軽減

入院したときは、診療や薬にかかる費用とは別に、所得に応じた食事代を支払います。療養病床に入院する場合は、食事代に加え居住費を支払います。所得や疾病などにより、それらの負担が軽減される場合があります。対象の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院窓口で提示することにより減免されます。



## □ 「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することにより、お支払いの時に所得に応じた負担限度額が適用されます。事前にご加入の医療保険の窓口で申請し、医療機関に認定証と被保険者証をご提示ください。（ご加入の医療保険は、被保険者証の表面で確認できます。例：国民健康保険、協会けんぽ、健康組合など）

※保険料の滞納があると、交付が受けられない場合があります。

※所得区分によっては、申請が不要のため限度額適用認定証が発行されない場合があります。

【申請に必要なもの】※国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者の場合

- ・被保険者証
- ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・過去12か月の入院日数が90日を超えた場合、入院日数を確認できる書類（領収書または入院期間証明書等）

※世帯外の方が窓口に来られる場合は委任状が必要

【申請窓口】

東温市役所市民課（4番窓口）または川内支所



### ■ 医療費の減免に関する問い合わせ

- ・国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している場合

東温市 市民課 ☎ 964-4471

- ・上記以外の方

各保険者（健康保険組合等）

マイナンバーカードの健康保険証利用で  
限度額適用認定証の準備が不要となりました！

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

